

宇都宮商業會議所月報

第百貳拾參號

稟 告

一、商工業の進歩發達を促すべき事實又は法律命令
其他商業の發達を沮害する事情あらは速に其狀況并に之に對する御意見等御一報あらんことを望む
一、商工業に關し獎勵すべき習慣若くは矯正すべき
弊習等御認めの場合は細大とあく御報知あらん
ことを望む
一、地區内商工業組合の組織に關しては當所は出來
一得る限り斡旋盡力すし若し之れか組織の必要
を認められたる場合は申出られたり
一、地區内商工業組合にして總會又は役員會々場に
充つる爲め會議室の使用を望まるに向て對して
は無料にて貸與し且つ當所の事務に支障を來さ
ざる限り其事務をも補助すへし
地區内商工業者各位にして商工業に關する事項
に付諸官廳其他に對し本會議所の照會又は紹介
を得んことを望まることを望む
一、本會議所は商工業者各位の時々來所高見を演述
調査研究の資料を供給せらるゝを切望す
一本會議所には官報、通商叢纂、商標公報、特許
公報、實用新案公報、山林公報、各地商業會議
所報告書其他商工業に關する各種統計及諸般の
有益ある圖書備付あり商工業者各位の隨時來所
閲覽あらんことを望む

宇都宮商業會議所

一、資本金 壱千万圓 (全額拂込済)

宇都宮市大工町四十八番地



株式 安田銀行
宇都宮支店

(電話百五十五番)

一、本店所在地 日本橋區小舟町三丁目九番地
一、支店出張所 貳拾壹ヶ所

一、各地送金 無手數料

大谷石材販賣
問屋坂本仲



大谷石材會社

宇都宮市川向町停車場前



株式

會社

宇都宮

銀行

電話六〇〇番

足尾出張所

下野國足尾町

電話八番

材木町支店

宇都宮市材木町

電話四五〇番

足尾支店

下野國足尾町

電話一二番

新石町支店

宇都宮市新石町

電話四三一一番

真岡支店

下野國真岡町

電話二二〇〇番

東京支店

東京市日本橋區横山町二丁目

電話浪花四八八七番

日支光店

下野國日光町

電話二〇番

下野國宇都宮市大工町

電話

三二一三番

印刷所

宇都宮一條町井七番地

電話二五五五

發行所

宇都宮市旭町一丁目

電話二二五五

編輯人

荒山義興

次郎

郵稅費部金五厘

定價壹部金參錢

回一行金十錢◎特

別廣告へ三割増

約ハ一行金八錢

發行

行

回

一

月

每

定價壹部金參錢

編輯人

荒山義興

次郎

郵稅費部金五厘

定價壹部金參錢

編輯人

荒山義興

次郎

號三廿百第

大正十年十月卅日

「五」號三廿百第

満ノ從業者ニ對スル課稅ヲ半減セラレタリ然カ
レトモ元來十五歳未満ノ從業者ハ義務教育ヲ終
リテ早々營業ニ從事シ尙ホ見習中ニ屬スルモノ
ナレハ之ヲ課稅標準中ニ加フルハ適當ト謂フヘ
カラス

三、從業者ノ計算ハ前年中ノ平均數ニ依ルヲ
理由 従業者ノ數ヲ計算スルニ前年中ノ最多數
ニ依ルトスルハ甚ダ酷ニ失スルヲ以テ前年中ノ
平均數ニ依ルヲ適當トス

四、同一區域内ニ在リト雖トモ直接ニ營業ニ
使用セサル土地建物ハ建物賃貸ニ計算セ
サルコト

理由 現行法ノ如ク營業ニ使用セサル土地建物
ノ課稅標準中ニ計算スルノ失當ナルハ明カナル
所ナレハ政府ハ第三十議會ニ提出シタル改正案
ニ於テ間接ニ使用スルモノヲ計算シ其他ヲ除外
スルコト、セラレタリ然レトモ間接ニ使用スル
ト否トノ如キハ頗ル明了ヲ缺キ決定上紛議ヲ釀
生スルノ虞アルヲ以テ寧コ之ヲ直接營業ニ使用
スルモノノミニ限ルヲ適當トス

▲印紙稅法ノ改正ニ付要望ノ件

一、貯金通帳ヲ無稅トスルコト

勤儉貯蓄ノ美風ヲ養成シ資本ノ蓄積ヲ圖ルハ我
國現下ノ急務ニシテ政府亦熱心之レカ獎勵ニ
努メラレツ、アルニ拘ハヌ一般通帳ト共ニ貯
金通帳ニ課稅スルハ貯蓄獎勵ノ趣旨ニ反ス依テ
之ヲ無稅トスルヲ適當トス

二、五圓未満ノ物品切手ヲ無稅トスルコト

現行法ハ一圓未満ノ物品切手ヲ無稅トセラル、
モ其程度尙ホ未タ低キニ失シ之レカ發行者ハ負
擔ノ寄重ニ苦シミ經濟上ノ利益多大ナル物品切
手ノ流通ヲ阻害スル尠ナカラス依テ少ナクトモ
五圓未満ヲ無稅トスルヲ適當トス

(◎) 商人と工業智識

世の未だ開けない時代の商業は其組織も簡単で商品も亦頗る單純であるから其製作方法なども研究しなくも済んで居つたものであるが今日はさうはゆかない商品の多くは工業と名のつく専門家の手によつて精考されたり加工されたり漸次複雑になつて行くばかりでなく一寸店頭で用うる日用の器具までが墨機的な一寸素人の取扱はないものが多くなりおまけに商業上の競争は日に益々激甚を加へ而かも其範圍は漸次世界的となつて片田舎の店铺にまでも之は獨逸製である之は米國製である之は英國人の好みだなどいふものが陳列されて居るといふやうな始末となつて來た。

こうなつて來ては商へは其取扱ふ商品の製作状態や其效用等或程度まで完全な智識を持たねば到底時代の商人たる資格のないものである然るに我國商人の實際はどうであるか地方小賣商店の主人などは暫く問題外として堂々たる大都會の商へでは大半數は其扱ふ商品に關して來客以上の説明が出來ずに徒らに左顧右眄して客の意を迎ふるに急々たるばかりである故に精良な製作品に商標等を歐文字で示したなれば和製でも之を舶來品と誤解し又獨逸の粗製品でも日本字でも押してあると和製なりと思ふのである。

外國商人の商品に對する智識の淺弱なることは僅かに石鹼や香水や帽子の類でさへさうである少しく器械的なるが若しくは専門家の使用する商品などになるご蓋し言はぬが花の實際である。

由來工業の進歩發展するには獨り工業家の奮勵のみに俟つべきでなく大に之を商人側で助成しなければならぬのである今日のやうに商人の智識が貧弱では到底吾商工業の大發展は望むべきでない本邦の工業品が世界の二大市場たる支那米國に於

◎貫き斤ごとに對する意見

業家一般を通じて智識の缺乏せることが其主なるものであると思ふ。

◎人口一人宛貿易年額

我國の貿易は一昨明治四十四年空前の巨額に達したといはれた年でさへ年額九億六千万で人口に割り當てるに一人に付僅かに十九圓十二錢である然るに強敵たる歐米の諸國に比すれば和蘭は六百圓英國は三百圓獨逸は二百六十圓佛國は二百六十圓である。

◎貫ご斤ごに對する意見

鐵道院に於ては從來貨物を扱ふに斤を以て本位とするも實際の事情に適せず一般之を不便とするを以てこれが改正の意あり曩きに各商業會議所に向つて其意見を徵されたるが宇都宮商業會議所の意見として回答せるもの左の如し。

拜啓秋冷ノ候愈御健勝奉敬賀候陳ハ過般鐵道少量貨物ノ取扱ニ關シ貫斤何レヲ本位トシテ重量ノ計算ヲ爲スヲ便利トスルヤ御照會ニ付寫ト取調候處一般ノ商取引ニ於テハ砂糖、茶、牛豚肉、石炭等極メテ少數ノ商品ヲ除キ其大多數ハ貫ヲ以テ計算シ又民間普通使用スル所ノ衡器モ殆ント貫ヲ以テ計算スルコトニ改正セラル、ハ實ニ一般商取引ノ實際ニ副フ所以ニシテ其利益ノ多大ナルハ申ス迄モ無之吾人ハ一日モ早ク斯ク改正セラレンコトヲ切望スル所ニ有之候云々

◎聯合會と議案

業家一般を通じて智識の缺乏せることが其主なるものであると思ふ。

◎人口一人宛貿易年額

我國の貿易は一昨明治四十四年空前の巨額に達したといはれた年でさへ年額九億六千万で人口に割り當てるに一人に付僅かに十九圓十二錢である然るに強敵たる歐米の諸國に比すれば和蘭は六百圓英國は三百圓獨逸は二百六十圓佛國は二百六十圓である。

◎貫ご斤ごに對する意見

鐵道院に於ては從來貨物を扱ふに斤を以て本位とするも實際の事情に適せず一般之を不便とするを以てこれが改正の意あり曩きに各商業會議所に向つて其意見を徵されたるが宇都宮商業會議所の意見として回答せるもの左の如し。

拜啓秋冷ノ候愈御健勝奉敬賀候陳ハ過般鐵道少量貨物ノ取扱ニ關シ貫斤何レヲ本位トシテ重量ノ計算ヲ爲スヲ便利トスルヤ御照會ニ付寫ト取調候處一般ノ商取引ニ於テハ砂糖、茶、牛豚肉、石炭等極メテ少數ノ商品ヲ除キ其大多數ハ貫ヲ以テ計算シ又民間普通使用スル所ノ衡器モ殆ント貫ヲ以テ計算スルコトニ改正セラル、ハ實ニ一般商取引ノ實際ニ副フ所以ニシテ其利益ノ多大ナルハ申ス迄モ無之吾人ハ一日モ早ク斯ク改正セラレンコトヲ切望スル所ニ有之候云々

營業稅ハ其本質上營業ノ利潤ヲ稅源トシテ賦課スヘキモノナレトモ之レカ利潤ノ調査ハ實ニ至難中ノ至難ニシテ之ヲ確知スルカ如キハ到底望シテ得ル所ニアラサルカ故ニ我力現行營業稅法ハ營業高、資本金額、建物賃貸價格、從業者ヲ以テ課稅ノ標準トナセリ然レトモ元來營業ノ收益益ハ土地ノ情況、營業者ノ技倅如何ニ由リテ多大ノ懸隔アルモノナレハ是等外部事項ニ據リテ收益ヲ推定スルノ甚タ不充分ナルコトハ言ハシテ明カナル所タリ是ヲ以テ本稅ハ常ニ課稅ノ公平ヲ失シ納稅者ヲ苦シメ我ガ工商業ノ發達ヲ阻害スルコト實ニ多大ナリトス依テ吾人ハ此ノ弊害ノ著シキ本稅ヲ速ニ廢止スルノ尤モ適當ナルヲ認ムルモノナレトモ財政ノ現狀今俄カニ之ヲ容サ、ルモノアリトセハ既ニ政府ニ於テモ本稅法ノ改正ヲ企圖セラレシ際ナルヲ以テ此機會ニ於テ本稅ノ一大減輕ヲ斷行スルト同時ニ我ガ商工業界ノ輿論トシテ多年希望シ來レル左記各項ノ改正ヲ容レラレンコトヲ政府ニ要望セントス

二、十五歳未満ノ從業者ヲ課稅標準

理由　曩ニ政府ハ營業稅法ヲ改正シテ十五歳未段タルヲ信ス

◎鋸屑の用途

三、十圓未満ノ受取證書及送狀ヲ無稅トスル
受取證書及送狀ハ商工業者ノ最モ頻繁ニ作製ス
ル所ノ文書ナルニ之ニ一々印紙稅ヲ課スルハ業
務繁多ナル納稅者ヲシテ負擔ト手數ノ繁累トニ
苦シマシムルノミナラス取引ノ發達ヲモ阻害ス
ルナシトセス依テ之レカ絕對的無稅ヲ希望スト
雖トモ之ヲ容サストセハ少ナクトモ十圓未満ヲ
無稅トシテ幾分發行者ノ苦痛ヲ輕減スルヲ適當
トス

四、賣買仕切書ヲ無稅トスルコト
印紙稅法ノ賣買仕切ナルモノハ其意義甚タ不明
ニシテ解釋區々常ニ當該官吏ト營業者トノ間ニ
意見ノ衝突絶ヘス裁判所ノ判決モ亦往々一途ニ
出テサルモノアリ故ニ課稅モ從ツテ統一ヲ缺キ
官民間ノ感情ヲ皆馳セシムル歎ナカラス依テ此
ノ如キ不良ノ課稅ハ速ニ廢止スルヲ適當トス
右ハ我ガ商工業界ノ輿論ニシテ既ニ再三政府ニ要
望シタレトモ今ニ之レカ希望ヲ貫徹セサルハ甚タ
遺憾ノ次第ナルヲ以テ茲ニ之レカ要望ヲ繰リ返サ
ントスル所以ナリ

解を防ぐに用ふ
一、リノリヤム敷物の上塗料
一、雨雪の日店舗の床上メは廊下工場等に撤布
して靴底の泥土を間接に吸取す
一、蒸気管の不傳熱塗料
一、一種の煉瓦製造用材料
一、壁紙製造用上塗料
一、厩に於ける馬尿吸収用
一、家畜類の母糞代り
一、園藝^リ混合肥の一資料
一、瓦斯の清淨用
一、畜^リ屬類の琢磨用
一、家畜の木質飼料製造用
等其用途多けれど茲に鋸屑を燃料に利用するの法
は稍而白く粉炭を以てBriquette(煉炭)を製造する
と同一機械にて製造し得れば容易に試み得べし。
先づ其原料としては多脂性木材の鋸屑を選ぶこと
最も扱ひ好く之れに加熱すれば含有せる脂分の溶
出して壓搾結成に便ならしむ若し鋸屑に脂分を含
有せざるときは特に劣等廉價の樹脂を添加して結
成に便ならしむと共に更に燃性を與す(乾留
工場より生ずる木タールなどを添加するも可なり
最初此樹脂を鐵鍋に溶解し之れに鋸屑を加へて混
和す之れを豫め好く塗油せる鐵板(縁に枠あるも
の)上に布置し畦を刻める「ローラー」にて強く壓
搾し更に輪歯を十字(Cross)に懸けて幾個にも細分
ススかる商品は燃料少なき支那の内地邊には好顧
客を見出し得ん歟。

◎五大都市の人口

地名	三十年末	四十年末	大正元年末
東京	一、四三、共九	二、一六六、人	大正元年現在
大阪	八二、九五	二、一六六、四三	人日ノ售合
横濱	八七、四五	二、一七一、二八	廿半ナニコトシ
神戶	一七、〇一	一、三三、九四	
名古屋	二七八、九五	四五五、二四四	
	三五五、七三	四三、二六	
	三四四、五三	一四三	
		一六六	
		三四四	
		三三三	
		一七一	

◎國庫剩餘金と其の處分

大正元年度の剩餘金五千二百万圓と云ひ五千七百萬圓若くは五千九百万圓と算せられたりしが十八日を以て政府の發表せる現計算出によれば其額實に五千九百八十九万圓にして右剩餘金中今後尙支出を要するは十月以後の支那事件費（其額は不明なるも從前通りと見れば約百万圓）に過ぎざるを以て之を引去りたる殘額五千八百餘万圓は當然明年度以後の新財源となる勘定なり而して該剩餘金は單に大正元年度の歲計剩餘を示すに止まり本年一度に於て行政整理の結果豫算定額の減少を來せる三十九百萬圓中所得稅の輕減朝鮮米移入稅の廢止鹽價の引下等に基く歲入の減少額及行政整理に伴ふ一般行政費の增加額併せて約九百万圓を除去したる殘額三千万圓は事實上支出の不用と同一の結果となれるものなれば是を剩餘金と見るも差支なく從て明年後の新財源となるべき國庫剩餘金は約八千八百万圓に上るべく又本年度の歲出不用額及歲入の實收超過額は從來の例に従すれば相當の巨額に達すべきもこは自下の所未だ見込に過ぎざるを以て直に明年度の新財源に計上するを得ずされど明年度の豫算に計上さるべき自然增收は之と全く性質を異にし翌年度の豫算を編成するに當り適確の新財源を構成すべく其額約千万圓乃至千五百圓以内と豫想され居れり又明年度後に於ては本年行政整理の結果歲出に於て恒久的節約額二千一百五拾八万餘圓臨時的節約額二百八十六萬圓を減じ更に繼續事實に於て少くも本年度以上の繰延を行ひ國庫の負擔を減すべき繰延總額を千五百餘圓に達せしめ其他臨時軍事費に付ても本年の例を推測せば二百万圓近くの削減を來す等なれば明年度に於ける歲出の減少は四千二百餘万圓に上る豫想にて是等は同年度の新財源たるを得べく之を前記剩

◎市内諸商況

（十月廿五日調）

△穀　土用後稻作は先以て申分なく人氣非常に樂觀遭遇し縣下に於ける被害は差したる事なかりしも東北筋及北海道方面の被害著しく加ふるに早冷の爲め減收の豫想一層甚を増し米價漸次昂騰し東北筋より多數の需要を喚起し爲めに昨今一駄十七斗穀薄となり下酒醸季に至れり。これは新穀出廻り期に至るも大なる安値は望まれざるべし。穀米暴風雨の被害粳に比し一駄十三斗台を唱へしが八月下旬不幸暴風雨に至り下酒醸季に至り粳を唱へしかも其額約二千一百五拾八万餘圓臨時節約額二百八十六萬圓を減じ更に繼續事實に於て少くも本年度以上の繰延を行ひ國庫の負擔を減すべき繰延總額を千五百餘圓に達せしめ其他臨時軍事費に付ても本年の例を推測せば二百万圓近くの削減を來す等なれば明年度に於ける歲出の減少は四千二百餘万圓に上る豫想にて是等は同年度の新財源たるを得べく之を前記剩

◎鑄產一億三千万

餘金に合するときは其額は一億四千万圓乃至四千五百万圓を算する勘定なり尤も明年度の自然增收以下歲出の減少は明年度豫算編成方針の決定と共に確定するものなれば今日の場合未だ新財源を見得ざるもの兎に角政府に於て本年度と同一の方針を踏襲するに於ては當然發生し得る金額なりと云ふ左れば之が處分に就ても夙に朝野の注意する處となれり。

◎米作第二回豫想

農商務省は九月廿四日の現況に依る第二回米作豫を發表した之れに依るに其の豫想高は五千百二十万四千七百十五石を第一回豫想高に比すれば五百二十万二千八十八石即ち二分八厘の減收である是れ第一回豫想告以後一般に氣温稍低下せしに因る併し之を前年の實收高に比すれば百四十万二千八百六十石即ち二分平年に比すれば百三十五万三千八百六十石即ち二分七厘の增收である即ち左の如し。

明治三十六年 同三十七年 同三十八年 同三十九年 同四十年 同四十年

明治四十二年 同四十三年 同四十四年 同四十五年 同四十六年 同四十六年

同四十七年 同四十八年 同四十九年 同五十一年 同五十一年 同五十一年

同四十八年 同四十九年 同五十一年 同五十一年 同五十一年 同五十一年

同四十九年 同五十一年 同五十一年 同五十一年 同五十一年 同五十一年

同五十一年 同五十一年 同

◎本年八月中の市内金融

◎本年八月中の市内金融

金銀有高	（八月末日現在）	當座貸越	割引手形
二、〇、七三、八四六	八九九、五二六	一九九、一七五	五九一、吉三、四
二、〇、六三	二、〇、七六	二二、一九九	七三、三三
二六、二二	二六、二二	九〇〇、五	九〇一、吉三
二六、二二	二六、二二	一九〇、五	一四八、二〇、
六七〇、九〇三	六七〇、九〇三	一九〇、六	一九〇、四
支店文	支店文	一九〇、六	一九〇、四
支店文	支店文	一九〇、六	一九〇、四
支店文	支店文	一九〇、六	一九〇、四
銀行	銀行	一九〇、六	一九〇、四
計		一九〇、六	一九〇、四

和洋御料理及天麩羅原料
は元濱方と特約日々
のものを選み直輸入風味
と衛生を最重んと御手輕味
迅速は最も第一の特色



番七百六 番二百二 話電

牛肉の原料は有名なる神
戸米澤豚肉は海外より特
種の者を選み品質精撰價
格低廉衛生經濟富國強兵
に缺ざる日常食品の親玉



て芳香佳味且つ
廉價なり江湖の
諸君奮て御試用
あらん事を乞ふ

菊の友は原料を
精撰し學理を應
用し最も斬新な
る釀造方法にし



株式實積寺銀行字都宮支店
別當定期預金
段預金
宇都宮市歩一九五
年分
錢厘
諸貸附割引爲替代金取立確實ヲ旨トシ精々御便利ニ取扱可由候
電話二五番 電略(ホウ)

金參拾壹商標
大登録
内外肥料
天
下野倉庫株式會社
支店 宇都宮市宿郷町三番地
電話二〇七番
手塚 豊 吉
電略(テツカ)又バ(テ)
支店 東京府北住中組五六五番地
電話下谷一八八三番

●大坂醸曹株式會社製品特約販賣
●各種取揃へ之有候ニ付御用命奉願上候
●見本ハ御一報次第早速御送リ可申上候
●見本ハ御一報次第早速御送リ可申上候

委托販賣、保管、荷物販附金

貨物、保管、荷物販附金

澤商店陳列館



宇都宮市川向町

電話一四八番



關

宇都宮市中央二荒山神社の坂下へ
土產物御求には至極御便利であり升

▲獨立の勧工場にて市中無類第一層の

廉價正札附に致してあり升

く花客様にて御承知の

筈てあり升

品が善く

て直が安く

有ご有ゆる

品は取揃て

あります

